



## 1. 住宅取得補助金

### (1) 新築・建売住宅取得補助金

定住人口の増加、健康住宅の建設促進を目的として、見附市外からの転入者及び見附市内の転居者で、新築住宅または建売住宅を取得する人に補助します。原則、新築の場合は工事請負契約前に、建売の場合は売買契約前に申請してください。

対象者	見附市立地適正化計画に定める「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」に新築住宅又は建売住宅を取得する見附市外からの転入者及び見附市内の転居者で次の要件を満たす人 ①過去にこの補助金の交付を受けたことがない人 ②見附市に定住する意思がある人 ③市税の滞納がない人（転入者の場合は転入前の住所地における市区町村税の滞納がない人） ④見附市定住促進・健康住宅取得判定基準及びウエルネスタウンみつけ住宅設計ガイドライン（ウエルネスタウン地区地区計画内の場合に限る）を満たす住宅を取得する人
対象住宅	自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室、玄関及び収納設備を有する延べ床面積が75㎡以上の一戸建ての住宅
補助金額	最大50万円 ※ただし、住宅取得に要した費用が40万円未満の場合は、住宅取得に要した費用の額を限度とする（千円未満切捨て）
受付期間	令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線163) FAX:0258-62-7062